

## 2 生活支援

### 現状と課題

平成12年に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改正され、障害福祉サービスの一部について平成15年度から従来の行政主導による「措置制度」に替え、利用者自らがサービスを選択できる「自己選択」、「自己決定」を尊重する「支援費制度」が導入されます。

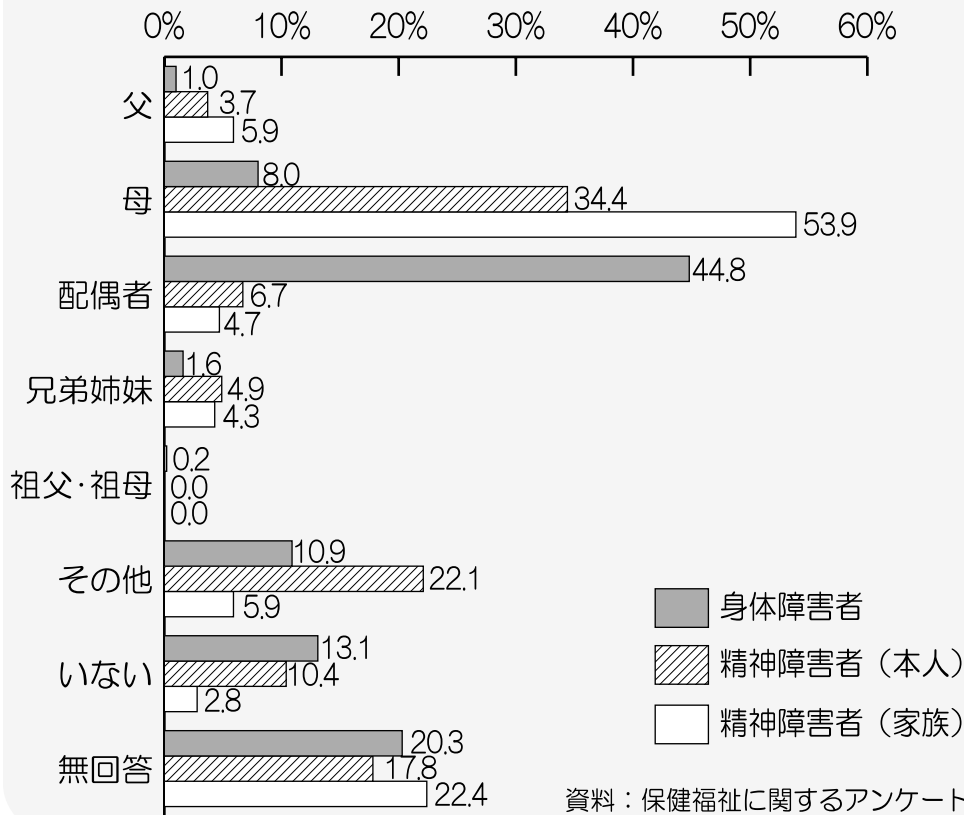
ノーマライゼーション理念の浸透により、在宅福祉サービスを活用しながら、自らの意思に基づいて地域の中で自立した生活をおくるといった考え方が広まっており、家族などが中心となり当事者を支えながら生活している状況がみられます。

地域で自立した生活をおくするためには、公助、共助、自助努力の相互支援により実現する必要があると考えられます。

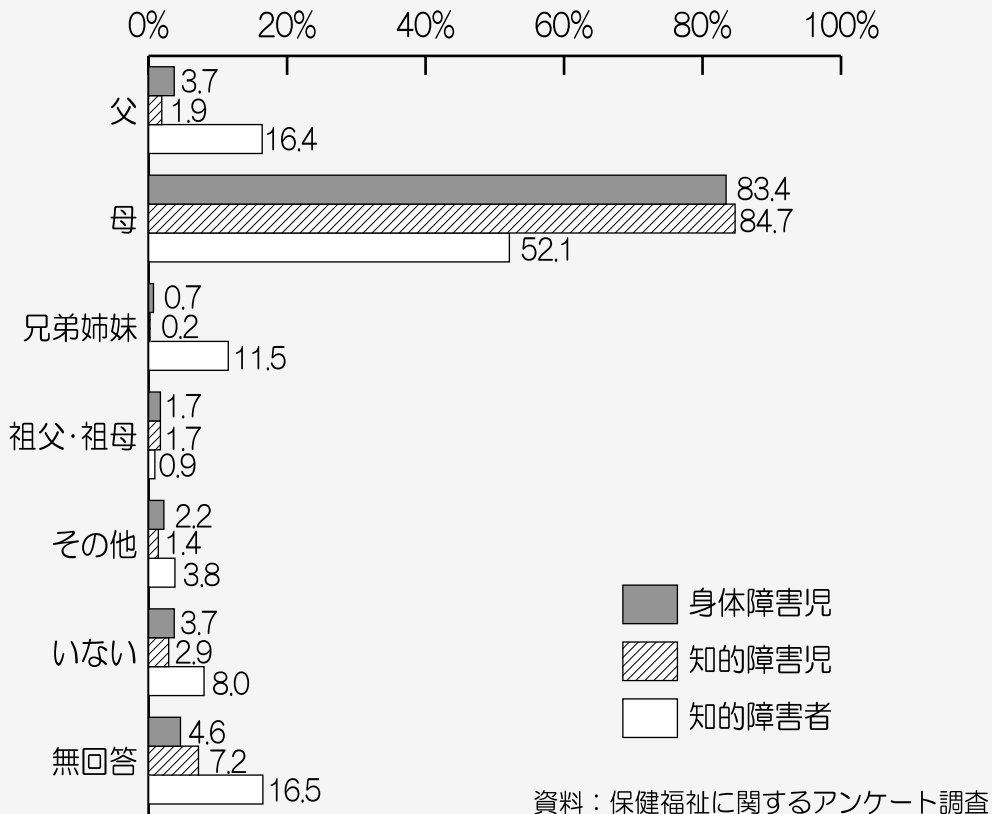
当事者の各障害特性に応じた支援策とともに、障害の重度化、重複化、高齢化や高次脳機能障害、高機能自閉症、難病など多様化する障害に対する支援も今後検討していかなければならない状況となっています。

本市のアンケート調査によると、主な介助者・支援者は、身体障害者では配偶者が多く、その他では、母親が多い状況にあります。介助者の年齢は、当事者が成人の場合、50代から60代が多く、児童では30代から40代が多い状況にあります。

●主に介助、支援している家族（身体障害者、精神障害者）



●主に介助、支援している家族（身体障害児、知的障害児・者）



本市のアンケート調査によると同居家族で当事者以外に障害や高齢などにより支援、介護が必要な者は、約1割から2割で、障害、高齢による理由が多い状況にあります。

このように、本人を支えている家族の高齢化や体力・精神的な負担の過多が進んでおり、家族を含めた支援が必要と考えられます。

また、親の高齢化から、「親なきあと」の当事者の処遇を心配するケースも増えています。

住民の多様なニーズの表れから、地域や社会の課題に自ら取り組み、その解決に向けていこうとする市民活動が地域、世代を問わず見られるようになり、今後もさらに活発になることが予測され、福祉サービスにおいても同様な傾向が見られます。

このようなことから、福祉に関しても、本市をはじめとするまちを構成する市民、事業者、NPO法人、市民団体などさまざまな人たちが知恵を出し合い、ともに役割を担い合っていくことが本市の福祉推進においても重要であると考えます。

さまざまな福祉サービスが本市、事業者、市民団体などで実施されており、これらサービスを有効に活用するための適切な相談や自らサービスの調整を行えない人に対し、個々人の状況に合わせた支援が必要となっています。

福祉サービスの質の向上と利用者の選択に資するため、適切な情報の提供や苦情解決の仕組み、権利擁護、サービスなどの客観的な評価や基準が必要であり、多様なサービスの質と量、それを支える担い手の育成・確保が必要となっています。

障害のために必要となる支援を受けようとする際に、その経費が適正であり、当事者やその家族への経済的負担が適切である必要があります。

本市は市域が広く、積雪寒冷という気候的特色があります。これらを踏まえ、身近な地域でサービスが受けられるよう体制を整備する必要があります。

## 基本方針

障害のある人の「自己選択」、「自己決定」を尊重するため、適切な情報提供やサービスの調整などを行い、地域の中で生活するために必要な支援を、本市をはじめとするまちを構成する市民、事業者、NPO法人、市民団体などが知恵を出し合い、役割分担を進めながら、ニーズにあったものへ再構築する。

- 1 生活支援体制などの整備
- 2 障害特性などに応じた福祉サービスの推進
- 3 情報提供、相談体制の充実
- 4 福祉用具などの研究開発支援
- 5 生活安定のための支援

### 基本施策

## 1 生活支援体制などの整備

### (1) 支援費制度の円滑実施

平成 15 年度から施設や福祉サービスを利用者が自ら選ぶ、「自己選択」、「自己決定」を尊重する支援費制度が開始されます。

この支援費制度で提供されるサービスの質・量の確保に努めるとともに、制度の円滑な実施を図るため区や更生相談所などの相談機関・職員の資質の向上を図ります。また、事業者への適切な監査を実施し円滑な事業運営を行います。

## 〔支援費制度事業〕

## ア 居宅介護支援

（旧・ホームヘルプサービス、ガイドヘルパー派遣）

他の在宅福祉サービスとの適切な役割分担や調整を行い、必要となる時間確保など充実に努めます。

## イ デイサービス

他の在宅福祉サービスとの適切な役割分担や調整を行い、身近な施設で利用ができるよう実施施設の協力のもと充実に努めます。

- 身体障害者デイサービス
- 知的障害者デイサービス
- 児童デイサービス（〔再掲〕保健・医療、教育・育成）

## ウ ショートステイ

他の在宅福祉サービスとの適切な役割分担や調整を行い、身近な施設で利用ができるよう実施施設の協力のもと充実に努めます。

## エ 身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設

在宅福祉サービスと施設サービスの適切な役割分担や調整を行い、施設が持つ資源（人、設備、機能など）を地域で活用しながら、開かれた透明性のある施設運営を行います。

## オ グループホーム（地域生活援助事業）（〔再掲〕生活環境）

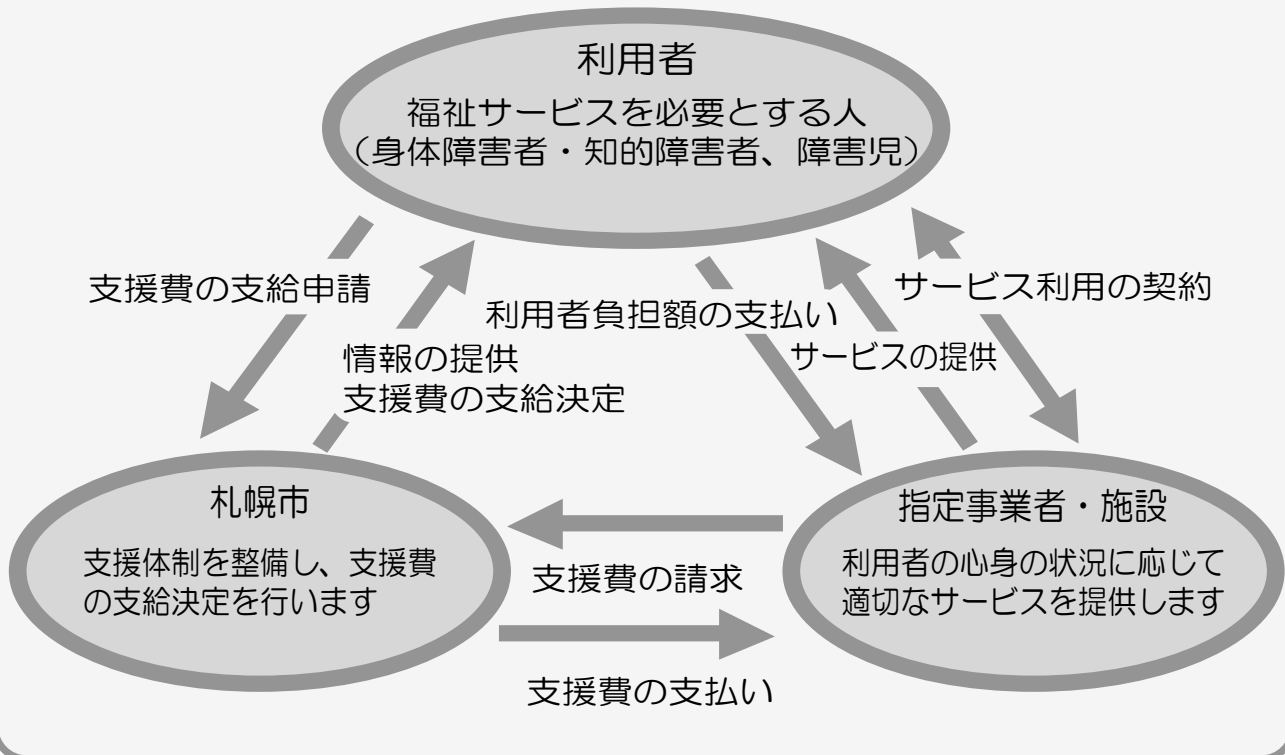
生活寮（知的障害）の安定した事業運営を行うため、グループホームへの移行と整備を進めます。

## カ 支援費事業者への監査指導の実施

制度の円滑な実施のため監査指導を行い、利用者への適切なサービス提供に努めます。

### 支援費制度の仕組み

- ・利用者自らがサービスを選択し、事業者などと契約してサービスを利用します。サービスを利用した場合は、本市と利用者で費用を負担します。  
(支援費とは本市が支払う費用のことです)



## (2) 地域生活支援事業の整備推進と連携強化（〔再掲〕）

地域での自立した生活を支援するため、各障害ごとの生活支援事業を利用者が円滑に利用できるよう整備を進めるとともに、本市、実施事業者などによる連絡調整を十分に行います。

自分でサービスを調整できない人などを支援するため、ケアマネジメント手法の一層の普及を図るとともに、サービスを事前に体験するなどしてから事業者を決めるなど自己決定支援のための仕組みを充実していきます。

- ア 障害者生活支援事業（身体障害）
- イ 地域生活支援事業（知的障害）
- ウ 障害児（者）地域療育等支援施設事業（障害児童）
- エ 地域生活支援センター（精神障害）（〔再掲〕）
- オ 障害者就業・生活支援センター（身体、知的、精神障害）（〔再掲〕雇用・就労）
- カ 地域生活支援事業者間連絡調整会議の開催
- キ 障害者ケアマネジメントの推進

自分でサービスの調整が難しい人に対して、適切な個々人のニーズにあったサービス調整を行い地域生活を支援します。

### ク 各区地域精神保健連絡協議会

区保健センターの精神保健福祉相談員と生活保護関係職員、各区内の精神科病院、クリニックなど精神保健福祉施策を取り巻く関係者による連絡協議会を設置し、課題を共有するなど連携強化を進めます。

### ケ 地区福祉のまち推進センター活動の支援

「声かけ・訪問活動」、「研修会の開催」、「広報誌の発行」のほか、地域性に合わせた特色ある地区福祉のまち推進センター活動を支援します。

### コ 難病患者等在宅療養支援計画策定・評価事業

きめ細かな支援を必要とする難病患者などを対象に、医療機関、相談援助機関などの関係機関が相互に連携を図り、対象者別の支援計画を作成しサービスの適切な提供を行うとともに、地域における支援ネットワークづくりを行います。



### (3) 精神障害者社会復帰施策の推進

精神障害のある人が地域の中で自立した生活がおくれるよう、社会復帰や就労など、生活のさまざまな場面に応じた施策を進めます。

#### ア 社会復帰のための施設

##### ○ 生活訓練施設（〔再掲〕）

退院後、地域で生活を行うため2年程度、訓練を行う施設です。

##### ○ 福祉ホーム（〔再掲〕生活環境）

生活の場がない者に対して2年程度、生活の場を提供するとともに共同生活を経て、社会的自立を推進する施設です。

##### ○ 福祉ホームB型（〔再掲〕生活環境）

5年程度の療養型の入所施設です。

これらの施設については他のサービス事業との役割分担を進め、整備を検討していきます。

#### イ 地域生活の場

##### ○ グループホーム（地域生活援助事業）（〔再掲〕生活環境）

少人数の共同生活の場として、世話人を配置し地域での生活を指導援助する事業です。

地域で安心した生活をおくるため整備を進めます。

##### ○ 共同住居（〔再掲〕生活環境）

安定した事業運営を行うため、グループホーム（地域生活援助事業）への移行を進めます。



## ウ 地域生活支援のための事業

## ○ 地域生活支援センター（〔再掲〕）

医療機関などと連携し、地域で生活する人への各種相談に応じるとともに、訪問指導や地域交流活動を通し、地域生活を支援する核となる施設であるため整備を進めます。

## ○ 精神障害者短期入所（ショートステイ）事業（〔再掲〕）

居宅で家族などの援助を受けて生活している人で、介護者の一時的な事情で短期間の施設入所が必要となった場合、受け入れを行います。

施設整備にあわせ、必要状況を見極め整備します。

## ○ 精神障害者ホームヘルプサービス事業（〔再掲〕）

居宅で生活している人に対して、ホームヘルパーを派遣し家事援助など、日常生活を営むために必要な援助を行います。

## ○ 精神科救急医療システム整備事業（〔再掲〕 保健・医療）

## ○ 相談体制の充実（〔再掲〕）

区保健センターの精神保健福祉相談員や他の相談事業との連携強化を進め、相談体制の充実に努めます。

- ・精神保健福祉相談員
- ・心の健康づくり電話相談事業
- ・思春期特定相談事業（〔再掲〕 保健・医療）

## エ 自立と自活の促進（〔再掲〕雇用・就労）

### ○ 通所授産施設

職業訓練とともに社会生活に関する指導を行い、社会的自立を促進するための施設であり、一層の充実に努めます。

### ○ 小規模通所授産施設、小規模共同作業所

少人数での作業や地域に根ざした活動が可能な小規模共同作業所について、運営の安定化を図るため、小規模通所授産施設への移行について検討を進めます。

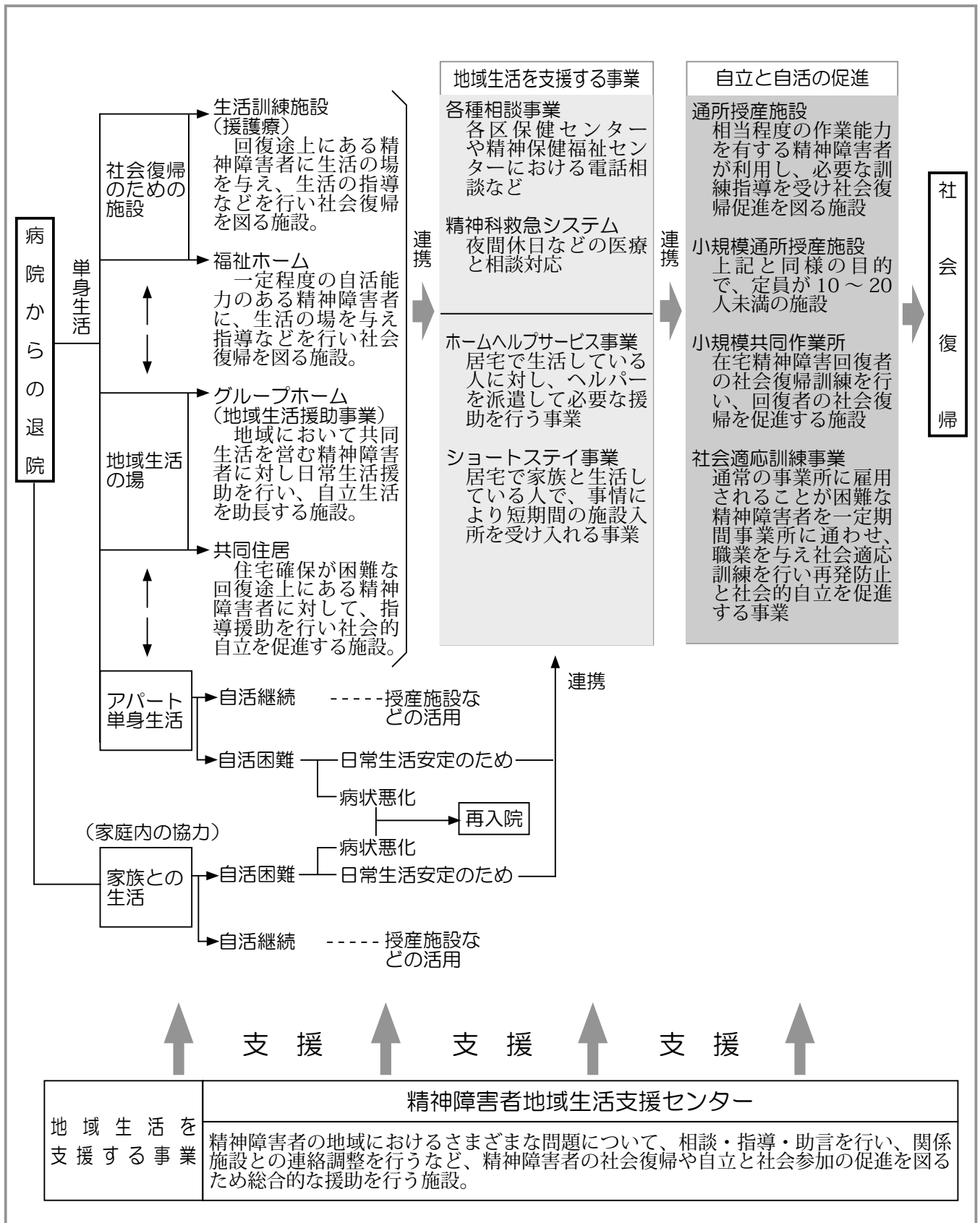
小規模共同作業所については、労働とは別の、社会参加の場としての役割も果たしていることから、今後も他事業との役割分担などあり方を検討していきます。

### ○ 社会適応訓練事業

民間事業所などに社会生活指導を委託し、軽作業などを通して社会復帰に向けた訓練を行います。

この事業を通じて精神障害についての理解促進を図るため、一層の充実を関係者とともに進めます。

●精神障害者の退院後の施策と社会復帰への流れ



## 2 障害特性などに応じた福祉サービスの推進

### (1) 在宅福祉サービス事業

多様化するニーズに対応するためNPO法人などさまざまな市民団体が福祉サービスを提供しています。こうした団体をはじめ、福祉施策を取り巻くさまざまな方たちと知恵を出し合い、役割を分担しあいながら個々の障害特性や支援している家族の状況などにも留意しつつ、身近な地域で個々人のニーズにあった福祉サービスが受けられるよう効率的・効果的な福祉サービスの提供をめざします。

また、幼いときから社会参加を図るための積極的な福祉サービスの活用を支援します。

あわせて、これらサービスを担うヘルパーや奉仕員の養成の充実に努めます。

#### ア 各種在宅福祉サービス事業

- 精神障害者ホームヘルプサービス事業（〔再掲〕）
- 難病患者等ホームヘルプサービス事業
- 精神障害者短期入所（ショートステイ）事業（〔再掲〕）
- 難病患者等短期入所（ショートステイ）事業
- 重度身体障害者入浴サービス事業

現在、月4回の利用としていますが、適切な回数確保に努めます。

- 在宅重度心身障害者（児）紙おむつ支給事業
- 身体障害者寝具無料乾燥事業
- 重症心身障害児（者）通園事業

現在、A型（1日利用人員15人を標準）1か所、B型（1日利用人員5人を標準）2か所で実施していますが、箇所数増や分園化など、北海道が所管する実施施設との連携を図り、身近な地域で利用できるよう検討を進めます。

## イ 各種ヘルパー養成事業

必要なときにサービスが受けられるよう担い手の養成について関係事業者とともに充実に努めます。

- ホームヘルパー養成
- 手話奉仕員養成事業（〔再掲〕情報・コミュニケーション）
- 要約筆記奉仕員養成事業（〔再掲〕理解促進、情報・コミュニケーション）

## ウ 各種訓練事業

- 中途失明者社会適応訓練事業（〔再掲〕情報・コミュニケーション）

コミュニケーション（点字・音声パソコン）、白杖歩行、日常生活動作訓練など

- 音声機能障害者発声訓練事業
- オストメイト社会適応訓練事業
- 「言葉の教室」開催事業
- 聴能言語訓練事業
- 盲婦人家庭生活訓練（〔再掲〕スポーツ・文化）
- 盲青年等社会生活訓練（〔再掲〕スポーツ・文化）
- ろうあ者社会生活教室
- 精神保健福祉センターデイケア事業
  - ・ 青年グループケア調査研究事業（〔再掲〕保健・医療）
- 社会復帰学級（精神障害）（〔再掲〕スポーツ・文化）

## エ 社会参加支援事業

- 社会参加促進センター運営事業
- 交通費助成
- 身体障害者自動車運転訓練費補助
- 身体障害者用自動車改造費補助
- 盲導犬貸与事業

- 福祉バスの運行事業  
障害のある人の社会活動を促進するため、車いすリフト付バスの運行を行っていますが、適正な利用者負担の検討など、適切な事業への再構築を進めます。
- 移送サービス（送迎ボランティア）  
公共交通機関の利用が困難な障害のある人のために、リフト付ワゴン車を貸し出します。また、運転手が確保できない場合には、運転ボランティアを紹介します。
- オ コミュニケーション支援事業（〔再掲〕情報・コミュニケーション）
  - 盲ろう者通訳派遣事業
  - 手話通訳派遣事業
  - 要約筆記奉仕員派遣事業
  - 在宅重度身体障害者緊急通報システム事業（〔再掲〕生活環境）
  - 聴覚障害者用ファクス等給付（〔再掲〕生活環境）
  - 身体障害者福祉電話設置事業  
難聴者または外出困難な在宅重度障害者に対し、電話を貸与し（一月あたり60度数分の通話料を助成）、コミュニケーションや緊急連絡の手段を確保していますが、携帯電話の普及や緊急通報システムで補完されてきている状況を踏まえ、適切な事業への再構築を進めます。

## (2) 施設サービス事業

ノーマライゼーション理念のもと、施設、病院中心の福祉から地域の中で生活していく在宅福祉へと考え方の変化が見られます。

しかし、一方では現在介護している親の高齢化や親なき後の不安から、施設を全面的に否定することはできないという考え方もあります。

このようなことから、施設が有する専門的な知識や技術、機能を地域の社会資源として捉え、本市におけるさまざまな福祉資源（人、施設、福祉サービス事業など）と役割を分担しながら、障害のある人が地域生活をおくれるよう施設の今後のあり方を関係する事業者などとともに検討していきます。また、透明性のある地域に開かれた施設づくりを関係事業者とともに進めます。

さらに、障害特性や地域生活を支援するために必要となる施設について整備を進めます。

- ア 視聴覚障害者情報文化センター（〔再掲〕情報・コミュニケーション、スポーツ・文化）  
視覚障害、聴覚障害のある人に対する情報提供などを支援する施設の整備を進めます。
- イ 知的障害者福祉センター  
知的障害のある人の社会参加や各種相談などに応じる地域生活を支援するための中核施設のあり方についてさらに検討を進めます。
- ウ 自閉症者専門施設  
強度行動障害を併せ持つ自閉症者を対象とした在宅支援などの総合的な福祉サービスを提供する専門施設の整備を進めます。



- エ 精神保健福祉センター・地域生活支援センター（〔再掲〕保健・医療）  
精神保健や精神障害福祉に関する技術的な中核施設として精神保健福祉センターを、夜間急病センター、保健所との複合施設として整備を進め体制や機能の充実を図ります。  
あわせて、精神障害のある方の地域生活を支援する地域生活支援センターの整備を進めます。
- オ 精神障害者社会復帰施設（〔再掲〕）
- カ 各種入所、通所施設  
在宅福祉サービスと施設サービスとの適切な役割分担や調整を行い、身近な地域で利用できるよう必要となる施設の整備を進めます。
- キ 小規模通所授産施設（〔再掲〕雇用・就労）  
心身障害者小規模授産施設や精神障害者小規模共同作業所のあり方を検討するとともに、運営の安定化を図るため、小規模通所授産施設への移行について検討を進めます。
- ク 高齢者施設  
各障害特性に留意し、高齢化した当事者で居宅での生活が難しい人への施設サービスについて、既存施設でのユニット型、支援員の確保や専用施設などを含め関係事業者などとともに検討していきます。
- ケ 地域リハビリテーションセンター（〔再掲〕保健・医療）  
心身機能の低下を防止し、在宅生活の継続を支援する地域リハビリテーション体制推進のための総合的・専門的な機能を持った施設として、身体障害者更生相談所を充実します。
- コ 施設、病院に対する監査指導の実施  
各種施設における開かれた透明性のある施設運営と、人権に配慮した病院運営について監査指導を行い、充実に努めます。

### (3) 在宅福祉サービスと施設サービスなどの役割分担

施設、病院から地域生活への移行ニーズに対応し、施設の機能を活用した在宅福祉サービスを推進するため、施設サービスとの役割分担を進め、個々人のニーズにあったサービスを身近な地域で受けられるよう関係事業者などとともに検討していきます。

- ア 施設、病院からの地域生活移行
- イ 施設機能を活用した身近な地域での在宅福祉サービス
- ウ 透明性のある地域に開かれた施設サービス

### (4) 札幌市社会福祉協議会との連携強化

市社会福祉協議会、各区の社会福祉協議会と連携しながら、地区福祉のまち推進センター、ボランティア団体などへの支援を行い、地域福祉の推進体制を整えます。

### (5) 障害特性などに対応した施策の検討

個々の障害特性や障害の重度・重複化、当事者の高齢化への対応が求められる一方で、高次脳機能障害や高機能自閉症、難病など支援を必要とする人が多様化しています。

新たな支援を必要とする人への対応について、国の動向を見守りながら検討していきます。

また、現在、当事者を支えている家族などの高齢化、体力的・精神的負担にも配慮した支援策についてもあわせて検討していきます。

### 3 情報提供、相談体制の充実

#### (1) 各種情報の適切な提供

当事者や家族を支援するためにさまざまなサービスを実施していますが、これらサービスを有効に活用し地域で自立した生活がおくれるよう、適切な情報の提供に努めます。

また、事業者によるサービスの質の向上に向けた取り組みと利用者の「自己選択」「自己決定」を支援するため「第三者評価事業」を推進して行きます。

#### ア 情報提供媒体の充実（〔再掲〕情報・コミュニケーション）

- 福祉ガイド
- 広報さっぽろ点字版・テープ版
- こころの健康だより
- 精神保健福祉マップ
- 難病ガイドブック
- 点字即時情報ネットワーク事業

視覚障害のある人に対して、新聞などによる最新情報を点訳し、閲覧、提供を進めます。

#### イ コールセンター（〔再掲〕情報・コミュニケーション）

市民から頻繁に問い合わせのある比較的簡単な質問について、総合的・集約的にオペレーターが回答するコールセンターを開設します。

なお、コールセンターは、電話・ファクシミリ・Eメールによる問い合わせに、土曜日曜を含む朝8時から夜9時までの間、対応を行います。

- ウ ホームページ（〔再掲〕理解促進、情報・コミュニケーション）  
福祉サービスの総合的な紹介や詳細の情報、申請書のダウンロードが行えるようにするなど、インターネットのホームページを積極的に活用し、市民にとってわかりやすく、便利な情報の提供に努めます。
- エ 第三者評価事業  
事業者によるサービスの質の向上に向けた取り組みと利用者の選択の実現を目的とした「第三者評価事業」について、事業者への制度の理解を深め、事業が実施されるための環境づくりを推進していきます。
- オ 事業者の情報公開  
事業者に透明性の高い経営姿勢を求め、事業者自らが積極的に事業内容を情報公開するよう促します。

## （２）相談体制などの充実

地域で安心した生活がおくれるよう当事者や家族に対する相談体制の充実と相談関係機関相互の連携強化に努めます。

- ア 相談
  - 区の総合相談体制  
保健福祉に関する各分野の連携を図り、サービスを必要とする市民にとって、より利用しやすい総合的な相談体制を整備します。
  - 更生相談所の機能強化
  - 精神保健福祉センター（複雑困難ケースへの対応）
  - 障害者あんしん相談運営事業
  - 地域生活支援事業の整備推進と連携強化（〔再掲〕）
  - グループホーム（地域生活援助事業）（〔再掲〕生活環境）  
生活寮（知的障害）や共同住居（精神障害）の安定した事業運営を行うため、グループホームへの移行と整備を進めます。

- 各種相談員との連携強化  
身体障害者相談員、身体障害者就職相談員（〔再掲〕雇用・就労）、盲人相談員、ろうあ者相談員、知的障害者相談員、精神保健福祉相談員
  - 心の健康づくり電話相談事業
  - 思春期特定相談事業（〔再掲〕保健・医療）
  - 精神科救急医療システム整備事業（〔再掲〕保健・医療）  
精神科救急情報センターの設置などの検討
  - 難病患者等面接・訪問相談事業  
難病の人などに対して、各区の保健センターの保健師などが療養生活や福祉制度などについて面接相談と訪問相談を行います。
- イ 苦情相談
- 事業者段階の苦情解決制度の定着促進  
福祉サービスに関する苦情は、まず、利用者と事業者との当事者間で解決されることが望ましく、事業者自らが苦情を適切に解決するよう努める必要があります。そこで、事業者段階での苦情解決の仕組みの設置を促していきます。
  - 福祉サービス苦情センター・福祉サービス調整委員会  
福祉サービス全般の苦情に対応する機関として、市社会福祉協議会が設置している「福祉サービス苦情センター」や「福祉サービス調整委員会」について、市民への周知を進め一層の活用を図ります。
  - 市政に関するオンブズマン制度  
市の処分などに関する市民からの苦情申立について、民間から就任したオンブズマンが客観的に調査し、公平な立場で判断します。  
その結果、必要な場合は、市に改善などを求めます。

ウ 権利擁護

○ 地域福祉生活支援センター

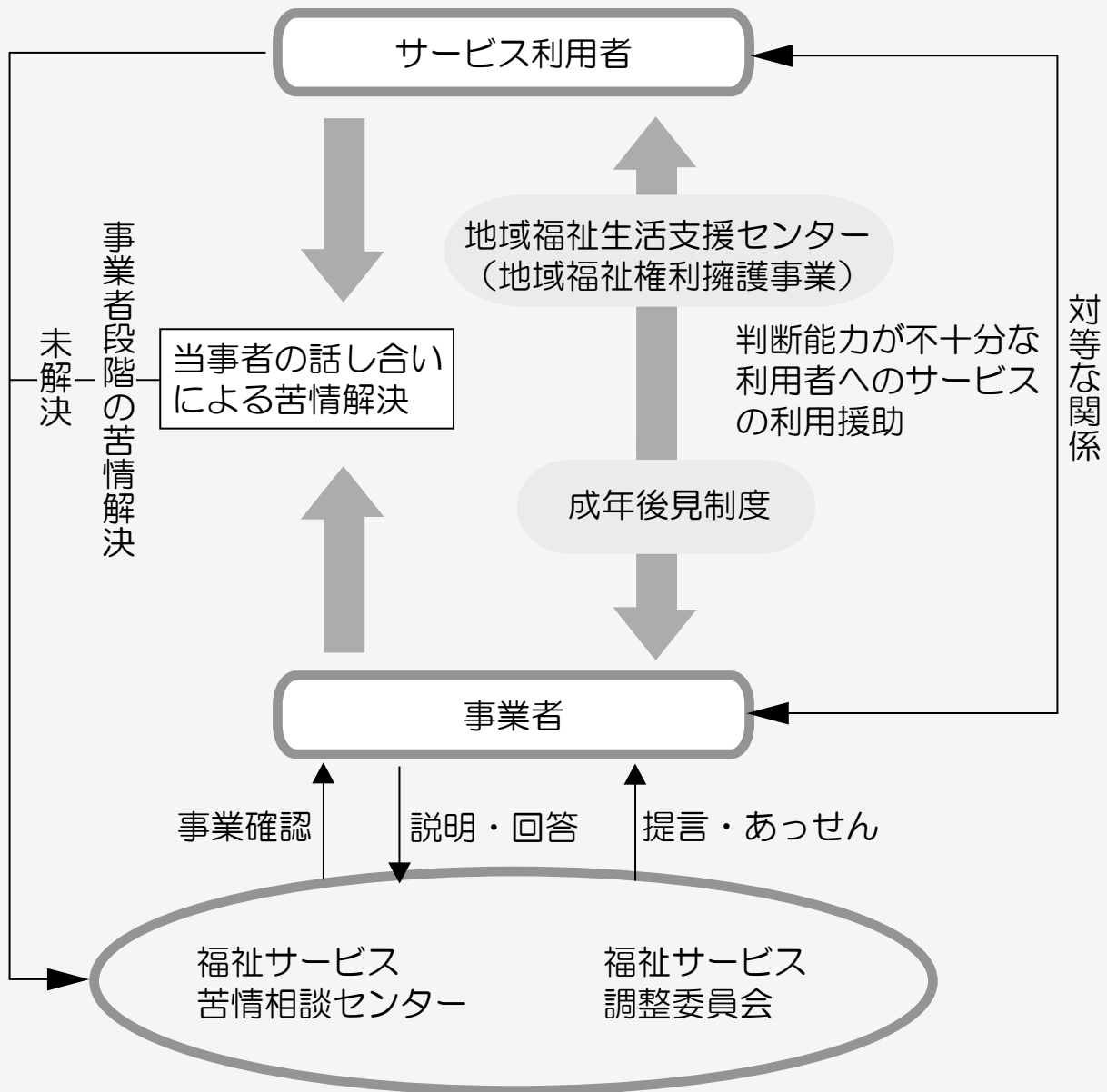
判断能力の不十分な障害のある人などのために、相談、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービスなどを行っている地域福祉生活支援センター（市社会福祉協議会が設置）の体制を強化します。

○ 成年後見制度利用支援事業

知的障害や精神障害などで判断能力が不十分な人の財産管理などについて、家庭裁判所が本人を援助する人を選任し、この人に代理権などを与えて本人を保護します。

本人に判断能力がなく、親族もいない場合は、家庭裁判所への後見人付与の申し立てを市長が代わって行います。

### 苦情解決の仕組みとサービスの利用援助





## 4 福祉用具などの研究開発支援

個々人のニーズにあった適切な補装具などの給付と福祉機器に関する情報提供を進めます。

### (1) 給付事業など

- ア 補装具の給付
- イ 重度身体障害（児）者日常生活用具給付等
- ウ 難病患者等日常生活用具給付事業
- エ 重度身体障害者（児）自助具給付等

### (2) 研究開発など

#### ア 新札幌型産業

新たな成長が見込まれる情報・福祉・環境・積雪寒冷技術などの分野で、本市の特性を生かした事業を育成していきます。この事業では、札幌発、札幌ブランドの福祉用具の開発を支援することとして、産学官共同で冬季間に転倒した際に頭部を守る「頭部保護帽」を開発しました。

今後とも本市の特性と福祉を結びつけるような開発を支援します。

#### イ 産学官共同研究開発チャレンジ補助

新たに成長が期待される産業分野において、大学などと共同で新製品・新技術の開発を行うグループに対して、研究開発費の補助を実施していきます。

平成14年10月の第6回DPI世界会議札幌大会で活躍した「音声文字変換技術支援システム」は、この補助を活用し開発されたものです。

### (3) 展示、相談など

#### ア 福祉用具の展示

社会福祉総合センターや身体障害者福祉センターなどにおける福祉用具展示コーナーの周知を図り、福祉機器に関する情報を提供します。

また、市社会福祉協議会が実施している「福祉機器リサイクル情報提供事業」を通じて福祉機器の利用を促進します。

### イ 福祉用具・住宅改修

良好な住環境の整備を支援するため、身体障害者福祉センターの福祉用具展示コーナーなどを活用して、研修や公開講座を行います。

また、福祉用具の修理や改造なども含めた各種相談に応じます。

## 5 生活安定のための支援

当事者の能力を最大限に活用し経済的な生活安定を図るため、就労の支援を進めますが、（※体系「雇用・就労」）、昨今の雇用情勢などから、経済的な負担、困窮が当事者やその家族に生じる場合があります。

このようなことから、社会経済情勢などの変化に常に留意し、福祉サービスについて適切な受益者負担とするとともに、国に対して所得保障の充実を引き続き要望し、本市においても各種手当の支給、資金の貸し付けを実施します。

ア 特別障害者手当

イ 障害児福祉手当

ウ 特別児童扶養手当

エ 障害基礎年金

無年金障害者の所得保障について、国に対して引き続き要望していきます。

オ 外国人障害者福祉手当

カ 介護手当

キ 障害者介護保険訪問介護利用者負担額減額事業

ク 心身障害者扶養共済

ケ 身体障害者自立更生促進資金

コ 生活福祉資金の貸し付け

北海道社会福祉協議会が実施する事業を市社会福祉協議会で受け付けしているものですが、引き続き制度周知に努めます。

サ 障害者住宅資金リフォーム融資（〔再掲〕生活環境）

障害のある人などの専用居室の増改築、浴室・トイレの改造、階段の手すりの設置のため、必要な資金の一部を低利子で融資します。

